

相談窓口

女性の人権に関する相談では、特にDVや離婚の問題等、内容も含め、相談者への十分な配慮が必要です。男女共同参画相談窓口事業では、専門の相談員による効果的な問題解決の機会を充実させるため、女性のための法律相談日を設けて、弁護士による無料相談を実施するとともに、「ふくつ女性ホットライン」（相談窓口）を「かすや地区女性ホットライン」と共同で設置しました。

また、今年度も福岡県福岡労働者支援事務所と共催で労働相談会を実施しました。

◎女性のための無料法律相談

【概要】

夫婦・恋人間の問題、離婚、DVやセクシュアル・ハラスメント、雇用問題など、女性の人権に関する法律問題についての無料相談です。

【相談状況】

	相談日	人数
第1回	8月7日(金)	4人
第2回	11月6日(金)	3人
第3回	2月5日(金)	4人
第4回	3月19日(金)	3人

※第2回で1名キャンセルあり。

【相談員】 岩城 和代 さん（弁護士）

◎ふくつ女性ホットライン

【概要】

女性を対象とした悩み事を何でも相談できるホットライン（相談窓口）等です。暴力や虐待、セクシュアル・ハラスメントだけでなく、デートDV、健康、夫婦・家族のこと、子育てや介護、仕事のことなど、何でも相談できます。相談は女性相談員が受けます。

受付は毎日10時～17時（木曜日は19時まで）。ただし、祝日および12月29日～1月3日までを除きます。

【相談実績】

・相談件数（のべ数） 350件
（福津市在住者）

（令和2年4月1日～令和3年3月31日）
《主な相談内容別件数（福津市在住者分）》

相談内容	件数(人)
生き方	65
健康問題	96
親子関係	28
家族関係	30
対人関係	31
夫婦関係	62
DV	28
経済問題	1
労働問題	0
その他	9

ひとりで悩まないで
女性のための無料法律相談

夫婦・恋人間の問題、離婚、DV（ドクステック・パイズル）、天職や他人が不当に干渉した権利の行使、虐待被害、女性の権利に関する法律相談について、無料相談を行います。この機会に、ぜひご利用ください！

相談日	相談時間	予約受付開始日
令和2年 8月 7日(金)	13:00～18:45 (1人あたり45分)	7月 22日(金)
令和2年 11月 6日(金)		10月 23日(金)
令和3年 2月 5日(金)		1月 22日(金)
令和3年 3月 19日(金)		3月 5日(金)

【定 員】 各日4人（予約制、先着順）※要予約として、後日追加の申込
【会 場】 福岡市役所 子育て
【相談員】 岩城和代さん（弁護士）
【相談料】 無料
【取 扱】 窓口（子ども1人300円（生活5か月～就学前））
※電話予約（無料）は1週間前までにご予約ください。

【申し込み方法】
受付開始日の生活課題から、電話にて受付をお願いします。
氏名・連絡先、相談内容、相談の時間をお知らせください。
※お電話に相談を行うため、受付時に相談事項をお知らせください。
※お電話にのみ受け付けます。
＜受付時間＞ 月～金 9:00～17:00 土曜・日 休 男女共同参画推進課 43-8116

ふくつ女性ホットライン
《電話相談》

夫や恋人のこと、仕事、子育て、介護、生き方、
ご近所との付き合いなど...

～一人で悩まないで、お電話ください！～

092-401-5353

受付日時 毎日 10時～17時（木曜日は19時まで）
※ただし、祝日および12月29日から1月3日までを除きます。

- 相談料無料
- 秘密厳守
- 女性スタッフ対応
- 英語での相談可

女性を支援として活動する専門の相談員が対応できるホットライン（電話相談窓口）を運営しています。暴力や虐待、セクシュアル・ハラスメントだけでなく、あなたの健康、夫婦・家族のこと、子育てや介護、仕事のことなど、何でも相談ください。相談は女性相談員が受け付けます。また、英語での相談もできます。

なお、あなたが相談したことは、決して外部に漏れること
はございません。あなたが相談したことが記録されます。一人で悩まないで、お電話ください。

福岡市役所 子育て 男女共同参画推進課
TEL: 43-8116, FAX: 43-3108
E-mail: info@city.fukuoka.jp

◎男女共同参画推進室窓口への相談

【相談実績】

- ・相談件数（のべ数）25件
（うち来庁 14件、電話11件）
（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

《主な相談内容別件数》

内容	件数	割合
① DV関係	16 (11)	64.0%
② 離婚	3 (1)	12.0%
③ 雇用問題	0 (0)	0%
④ 夫婦間	1 (0)	4.0%
⑤ その他	5 (2)	20.0%

() 内の数字は来庁件数

●労働相談

【概要】

男女問わず、賃金の未払い、不当な解雇、職場でのイジメ、セクハラ、パワハラなど、労働問題についての無料相談です。



【相談状況】

	相談日	人数
第1回	6月2日（火）	中止
第2回	9月1日（火）	0人
第3回	12月1日（火）	0人
第4回	3月2日（火）	0人

【相談員】

福岡県福岡労働者支援事務所の相談員



福岡市で！
労働相談会
を開催します

毎日残業ばかり…
休みたいけど休めない！

男女問わず、賃金の未払い、不当な解雇、職場でのイジメ、セクハラ、パワハラ、ブラックバイトなど、労働問題について、無料相談を行います。この機会に、ぜひご利用ください！

相談無料 要予約 託児あり

相談日	相談時間	予約受付開始日
令和2年 6月2日（火）	10:00～11:45 （1人あたり45分）	5月4日（火）
令和2年 9月1日（火）		8月18日（火）
令和2年 12月1日（火）		11月17日（火）
令和3年 3月2日（火）		2月16日（火）

【定員】 各日2人（予約制、先着順）
【会場】 福岡市役所 本館2階 小会議室1
【相談員】 福岡県福岡労働者支援事務所の相談員
【相談料】 無料
【お祝い】 あり（子ども1人300円（生後5か月～就学前））
※お申し込みは「相談室」の電話まで。ご予約です。

【申し込み方法】
お申し込みの申し込み票から、電話にて受付いたします。
お名前・連絡先・相談内容・託児の有無をお知らせください。
お電話にて相談を行うため、受付時に受付票をお渡しします。また、相談内容によっては、福岡県労働者支援事務所にご相談いただく場合がございます。あらかじめご了承ください。
<受付・問い合わせ>
福岡県男女共同参画推進室 ☎0940-43-8116

福岡県男女共同参画推進室から、ワークライフ・バランスを推進しています
主催 福岡県福岡労働者支援事務所・福岡市（男女共同参画推進室）